

第 5-17 表 最低賃金制度

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 (注1)		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法 (1959年)	同左	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式（労・使・公益で構成）： 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域について必要があると認めるときに、中央・地方最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定（地域別最低賃金は47都道府県別に設定）	同左 特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定（全国で224件設定、適用使用者9万人、適用労働者296万人。2025年3月末現在）	議会決定方式： 連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない	議会決定方式： 州最低賃金は州法等による。州によって最低賃金の定めがないところもある
設定方式	地域別（都道府県別）	特定（産業別）最低賃金（全国又は都道府県別かつ産業別）	全国一律	州内一律（一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある）
最低賃金額	1121円/時間 全国加重平均。都道府県により発効日は異なる	—	・5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) ・6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) ・7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	・最高額（州・特別区） 17.95ドル/時間 (コロンビア特別区) (注2)
適用対象	特に限定なし	—	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

注 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立（2008年7月1日施行）。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、最低賃金を下回る賃金支払いへの罰金の引上げ（上限50万円）が定められた。

2) 2024年1月現在。アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない（連邦最賃を適用）。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 (続き)		アメリカ (続き)	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 ・試用期間中の者 ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 ・軽易な業務に従事する者 ・断続的労働に従事する者 	同左	<p>[適用除外] ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等</p> <p>[減額措置] ・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 (注4)</p>	州により異なる
影響率等	影響率 (注3) 23.2% (2024年度、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」)		被用者の2.7% (2009年)	—
罰則等	地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金 (最低賃金法)	特定 (産業別) 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金 (労働基準法)	<ul style="list-style-type: none"> ・故意の違反については1件当たり1万ドル以下の罰金 ・違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1100ドル以下の行政上の制裁金 	州により異なる
ILO条約批准状況	第26号条約批准 (1971年) 第131号条約批准 (1971年)		第26号条約、第131号条約ともに批准せず	

注 3) 日本における「影響率」とは、地域別最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと。

4) 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル (時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル。ただし、チップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC (注5)	労働協約拡張方式
根拠法	最低賃金法 (1998年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015年)	労働法典 (1950年及び1970年改正)	労働法典
決定方式	<p>審議会方式：</p> <p>最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる</p>	<p>審議会方式：</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う 最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表 (アドバイザーとして学識代表も参加) で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する 	<p>審議会方式：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年1月1日付けで金額を改定 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定 (物価スライド方式) 	<p>労働協約拡張方式：</p> <p>協約当事者の交渉による</p>
設定方式	全国一律	全国一律 (ただし、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される)	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般 (21歳以上) : 12.21ポンド/時間 (2025年4月～)	12.82ユーロ/時間 (2025年1月1日～) 13.90ユーロ/時間 (2026年1月1日～) 14.60ユーロ/時間 (2027年1月1日～)	12.02ユーロ/時間 (2026年1月1日～) ※2008年12月の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施。	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

注 5) SMIC: Salaire minimum interprofessionnel de croissance.

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス (続き)	ドイツ (続き)	フランス (続き)																	
			SMIC (注5)	労働協約 拡張方式																
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業者 ・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18～20歳： 10.00ポンド/時 ・16～17歳： 7.55ポンド/時 ・アプレントイス： 7.55ポンド/時 (注6) 	<p>[適用除外]</p> <p>一部の企業実習生、ボランティア、長期失業者の就職時（開始から6か月）等</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）</p> <p>[減額措置]</p> <p>(1)18歳未満で、当該業種における職歴が6か月に満たない者（注7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17歳：10%減 ・17歳未満：20%減 <p>(2)見習訓練契約や熟練化契約を締結している若年労働者（注8）</p> <p>①見習契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年数</th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16～17歳</td> <td>73%減</td> <td>61%減</td> <td>45%減</td> </tr> <tr> <td>18～20歳</td> <td>57%減</td> <td>49%減</td> <td>33%減</td> </tr> <tr> <td>21～25歳</td> <td>47%減</td> <td>39%減</td> <td>22%減</td> </tr> </tbody> </table> <p>②熟練化契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21歳未満：45%減 ・21歳から25歳まで：30%減 	契約年数	1年目	2年目	3年目	16～17歳	73%減	61%減	45%減	18～20歳	57%減	49%減	33%減	21～25歳	47%減	39%減	22%減	—
契約年数	1年目	2年目	3年目																	
16～17歳	73%減	61%減	45%減																	
18～20歳	57%減	49%減	33%減																	
21～25歳	47%減	39%減	22%減																	
影響率等	—	—	全被用者の12.4%（220万人） （2024年11月）	—																
罰則等	未払い分の賃金の200%（労働者1人につき2万ポンド以下）の罰金、違反雇用主名の公表	最高50万ユーロの罰金、公共調達からの除外があり得る	労働者1人につき、罰金1500ユーロ以下	労働者1人につき、罰金750ユーロ以下																
ILO 条約批准状況	第26号条約、第131号条約ともに批准せず	第26号条約批准（1929年） 第131号条約は批准せず	第26号条約批准（1930年） 第131号条約批准（1972年）																	
備考	—	—	労働協約拡張適用制度あり																	

注 6) アプレントイスシップ（企業における見習い訓練）参加者で、19歳未満、又は19歳以上で参加から1年未満の者。

7) 内務省（Smic (salaire minimum de croissance) Vérifié le 01/08/2022）参照。

8) 公共サービスサイト（Contrat d'apprentissage, Vérifié le 13 février 2026 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé du travail）参照。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	カナダ	オランダ	ベルギー	オーストラリア
最低賃金額	州最賃：15.00～19.75カナダドル／時 (2025年10月～) 連邦最賃：17.75カナダドル／時 (2025年4月～)	14.71ユーロ／時 (2026年1月1日～) 上記金額は21歳以上の者	2154.11ユーロ／月 (2026年1月～)	24.95豪ドル／時間 948.00ドル／週 (2025年7月1日～)
改定	州によって異なるが、毎年1回改定する州が多い。主な改定時期は毎年5月1日(ケベック州)同6月(ブリティッシュ・コロンビア州)、同10月(オンタリオ州など)。連邦最賃は毎年4月1日に、消費者物価上昇率に基づいて改定	年2回改定。最賃額改定は原則、協約賃金の平均上昇率を反映させている	全国レベルの労使協定(法的拘束力のある中央協定)及び消費者物価上昇率に基づいて改定	労働審判官や専門家委員で構成される公正労働委員会(FWC)の「専門家最低賃金パネル」において、最低賃金の設定及び見直しを行う
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。家事労働者、住み込み介護労働者、農業労働者、酒類給仕係、管理職等、訓練・就業体験期間中の者、障害者、若者、学生など 連邦最賃は連邦政府の規制を受ける民間部門(運輸、通信等)等に適用(連邦最賃と州最賃の高いほうを適用)	雇用契約の下で働く全雇用者に適用(若年者は各年齢に応じた一定の減額あり)	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外 若年者の減額率 20歳：10%減 19歳：15%減 18歳：21%減 17歳：27%減 16歳以下：33%減	21歳未満の者、障害者、研修生・訓練生(apprentice、trainee)に減額措置等
備考	ケベック州のみ、労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	—

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	韓国	中国	マレーシア	タイ
最低賃金額	10,320ウォン／時間 (2026年1月～) 影響率は全雇用者の 13.1% (290.4万人、2026年)	北京市： 2540元／月 (2025年9月～) 上海市： 2740元／月 (2025年7月～) 深セン市： 2520元／月 (2025年3月～)	1700リンギ／月 8.72リンギ／時間 (2025年2月～)	ブーケットなど4県・1郡： 400バーツ／日 (2025年1月～、バンコ ク都も2025年7月から 同額を適用)
改定	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定）。適用時期は毎年1月1日	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある（なお、2015年の人的資源・社会保障部「最低賃金基準調整をさらに進めることに関する通知」により、最低賃金の調整頻度は「2～3年に1回の調整」へ改定された）。	政労使、有識者で構成される国家賃金評議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は2年に1回が原則	労働者保護法に基づき、内閣府に任命された15人の賃金委員会の審議により決められる。審議は各県の賃金委員会からの意見具申を基礎に行われる。地域別最低賃金と技能別最低賃金あり。
適用除外・減額措置	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと認められる者は適用外。修習・試用期間中、修習を始めた日から3か月以内は最賃額の90%適用の減額措置あり（1年未満の契約労働者除く）	学生アルバイトは適用除外	家事労働者は適用除外（公務員、法定機関職員は制度の対象としていない）	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	インドネシア	フィリピン	インド	ベトナム
最低賃金額	ジャカルタ特別州： 572万9876ルピア／月 (2026年1月～)	マニラ首都圏： 非農業：695ペソ／日 農業等：658ペソ／日 (2025年7月～) (注9)	デリー、未熟練労働者： 710ルピー／日 (2025年4月～)	第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）： 531万ドン／月 (2026年1月～)
改定	州知事令で決定。改定額は、インフレ率や経済成長率を基にした計算式を用いて算出。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることができる。なお、2020年11月オムニバス法の制定により産業別最低賃金は順次廃止	国家賃金生産性委員会(NWPC)が策定した賃金ガイドラインに沿って、17の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会(PTWPB)がそれぞれ当該地域の最賃を設定。NWPCは、PTWPBが設定した最低賃金を審査し政府に勧告。政府は公聴会を経て最低賃金を決定し公表	全国一律（中央政府：45職種）と地域別（29州・7中央直轄領等：3758職種）の最賃あり（2022年）。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5年を超えない期間ごとに見直し	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使の三者に専門家を加えた構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている
適用除外・減額措置	勤続1年以上の者は基本的に適用対象外	家事労働者、個人用運転手等は適用除外。地域三者賃金生産性委員会は、財政難の事業所、新規事業所、労働者10人未満の小売・サービス業の事業所、自然災害で被災した事業所について、申請に基づき、適用除外を決定できる	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設及びその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる	規定なし

注 9) 緊急生活手当(COLA)を含む。農業等には従業員15人以下のサービス業、小売業と従業員10人未満の製造業が含まれる。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	全国一律： 7800チャット／日 (2025年10月～)	全国一律： 250万キープ／月 (2024年10月～)	全国一律： 210米ドル／月 (2026年1月～)
改定	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定にかかわる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、2015年9月から日額3600チャットを適用。2018年5月に日額4800チャットに改定され、2023年10月に5800チャットに改定された。	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は3～4年に1度	政府、使用者、労働者の代表51名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定
適用除外・減額措置	10人未満の零細企業は対象外。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者は減額。経済特区(SEZ)内について特例条項あり	国際機関や大使館で就労する労働者	衣料・履物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外

出典：[日本] 厚生労働省、[アメリカ] 労働省(DOL)、労働統計局(BLS)、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 政府、[フランス] 労働省等、[カナダ] 各州労働省、[オランダ] 政府、[ベルギー] 社会対話省、[オーストラリア] 公正労働委員会、[韓国] 雇用労働部、最低賃金委員会、[中国] 人力資源・社会保障部、[マレーシア] 首相府、人的資源省、[タイ] 労働省、[インドネシア] ジャカルタ特別州政府、[フィリピン] 労働雇用省、[インド] デリー首都圏連邦直轄労働局、[ベトナム] 労働傷病兵社会省、[ミャンマー] 労働省、[ラオス] 労働社会福祉省、[カンボジア] 労働職業訓練省